

平成28年度 徳島県公共事業評価委員会（第2回）  
議事録(要旨)

日 時：平成28年11月14日(月) 11:35～16:30  
場 所：徳島県庁 11F 1104会議室  
出席委員：山中会長，久次米委員，佐田久委員，滑川委員，  
上月委員，植田委員，近藤委員

【再評価番号5 総合流域防災事業 黒谷川】

【再評価番号6 総合流域防災事業 熊谷川】

（上月委員）

環境の観点から1点。

熊谷川について、もっと環境に配慮すべきではないのか。

（河川整備課）

写真にある熊谷川の事業実施済箇所は急勾配であり、河床の洗掘対策のため根固めブロックの設置を行っているところ。河川の特성에応じた事業を実施しており、今後可能な限り環境に配慮して参りたい。

（滑川委員）

河川事業は全般的に費用対効果が高いため、どのような進捗を図っていくかが重要である。熊谷川は実際の進捗として計画より遅れる可能性があるのか。

（河川整備課）

今後の予算等により完成目標年度が延びる可能性はあるが、目標年度までに完成させられるよう、努力して参りたい。

（山中会長）

人口減少に伴い空家が増加する傾向にあるが、費用対効果にはどのように反映させているのか。

(河川整備課)

マニュアル上、便益算定には国勢調査のデータを元に人口や世帯数を反映させることとされており、実家屋数を計上するものではない。人口減少については、5年毎の国勢調査データの更新に伴う世帯数の減少等により網羅されている。

(山中会長)

家屋を守ることが便益算定上、効果が高いとされているが、今後は農村地域・農地を守るという視点も重要と考えている。

(久次米委員)

本委員会では、計画より進捗が遅れている事業について、継続の可否を検討するという部分があるが、計画通りの進捗が図られている事業と、遅れが生じている事業の割合の把握は可能か。

(河川整備課)

計画通りの整備が進んでいる事業についても、5年に1回は本委員会に諮ることになっており、進捗が遅れている事業だけではない。

河川事業は延長が長く事業規模が大きいため、長期化してしまうことが多いが、全ての事業で進捗が遅れていることではないことを御理解いただきたい。

(山中会長)

河川事業は古くから行っている事業でもあり、見通しを立てるのが非常に難しい。

(森次長)

投資効果をいかに早く発現するか重要である。延長の長い区間であっても、重点区間を設定し目標を立てている河川もあり、河川特性に応じた整備を進めて参りたい。

【再評価番号7 通常砂防事業 汐谷3号谷】

【再評価番号8 通常砂防事業 北地谷】

(上月委員)

汐谷3号谷はB/Cが29.3と非常に高い。事業が停滞している理由は「用地」の問題であるが、B/Cが高い箇所については、用地の強制収用はできないのか。

(砂防防災課)

砂防事業は収用対象事業ではあるが、砂防堰堤の位置を溪流の上下流に動かしたり、山腹工など堰堤以外の整備も考えられたため(必ずしも堰堤がこの位置でないと効果が無いというものでないため)、実際に収用を実施した事例は少ない。

(上月委員)

「B/Cが高い」ということは、「被害が大きい」という事。そういうところはソフト対策だけでなく、ハードを押し進めていくべきではないか。

(砂防防災課)

汐谷3号谷については、1年間取り組みを強化した結果、用地の目途が立った。

(滑川委員)

砂防事業の場合、受益者は溪流の下流域の人たちで(ある一方)、堰堤は上流に設置するため、便益を受ける人と用地関係者が違うケースが多い(ことからB/Cが高くても中止するケースがある)

B/Cが高いという事は、それだけ下流に人家(受益者)が多い事業であるが、できない理由(反対者や不明者など)がある場合、

B/Cが低い場合は、ある程度「中止」の判断は合理的だと思う。

(一方、)B/Cが高い場合、つまり受益者が多い場合において、地権者の反対者により中止となる場合、この(ケースの)判断が一番難しい。

後で説明を受ける再評価番号14(天神谷)などは、B/Cも高く、これは判断に悩むところだ。

( 森次長 )

( 個別の話題の前に ) 長期未着工すべてについて一通り説明をさせて頂いたうえで , 番号 1 4 ( 天神谷 ) についても , もう少し説明をさせて頂きたい。

( 山中会長 )

それでは先に説明をお願いします。

**【再評価番号 9 総合流域防災事業 湯下東谷】**

**【再評価番号 1 0 通常砂防事業 水神谷】**

**【再評価番号 1 1 通常砂防事業 下影谷】**

**【再評価番号 1 2 通常砂防事業 増川谷】**

**【再評価番号 1 3 通常砂防事業 土釜谷】**

**【再評価番号 1 4 通常砂防事業 天神谷】**

( 山中会長 )

防災事業は「 B 」の算出となる命の便益が ( 1 人あたり ) 2 億数千円あり , 道路など他の事業に比べ , B / C が高くなりやすい。

そのような傾向の中で , 砂防事業で B / C が低いところについてはソフト対策でやっていく , だから用地ができないところは「中止」というのは正しい方向だと思う。

多数の相続人や不明者の調査には , 多大な行政コストがかかるものの , ただ単に用地が買えないから , 簡単に事業を「中止」となるのは , いかげなものか。

( 滑川委員 )

B / C が高いところを「中止」するのは , 用地困難だけでなく別の理由も必要ではないか。

ソフト対策もしているが , 何か違う対策を選択した方が効果の発現が早いので , 「この事業については『中止』」とするなど , 別の理由があった方がよい。

(砂防防災課)

(たとえば,)再評価番号14の天神谷については,他事業ではあるものの,治山(事業)の堰堤を嵩上げ整備するなど,溪流の安全性は増している。

(近藤委員)

今後も用地の相続人の代が替わるごとに関係者が増加し,不明者も多数でてくる状況になってくる。今回,「継続」する事業に関しては,今後,どのようなスパンでチェックしていくのか。

(砂防防災課)

「継続」の事業は,砂防事業は用地が取得出来ない場合は3年目,工事が完了していない場合は5年目と,通常よりも短いスパンで公共事業評価委員会に諮っていく。

(滑川委員)

「中止」した事業について,今後,問題が好転し,地元からも強い要望があった場合はどうなるのか。

(森次長)

新規の事業採択という形になる。

(山中会長)

行政コストの効率化の観点からも,まず一度,事業を中止しゼロからのスタートで良いと思う。

(佐田久委員)

事業を始める前に,しっかり見極めて計画することが大事だと思う。

(森次長)

事業の効果だけでなく,実現性も新規着手には重要なことである。

(砂防防災課)

今後,事業化に際しては,事前の用地調査を十分にやっていく。

(上月委員)

これから基礎調査が進んでいくと、危険な場所や保全する対象が分かってくる。砂防事業の優先順位など影響があるのか。

(森次長)

まずは、今まで投資している継続事業を進めていく。

新規事業は、今後の基礎調査の結果で優先順位を決めていくことになる。

(山中会長)

長期未着工の8件について原案通りとする。「中止」の箇所については、他の対策、ソフト対策等も含めて十分検討して頂くということでした承したい。

新規事業着手については、この委員会の議論の対象外である。

#### **【再評価番号15 急傾斜地崩壊対策事業 牟岐大谷】**

(久次米委員)

緊急性が高い事業に思えるが、用地買収ではなく、借地等では対応できないのか。

(砂防防災課)

施設を管理するために用地買収を基本としている。また、用地の所有者と直接の受益者が同一であれば、買収では無く寄附登記をお願いしている。

いずれにしても代替わり等が生じた際にトラブルを生むリスクがあるため県の所有地として登記して頂く。

(山中会長)

図面に階段があるが、これは何か。

(砂防防災課)

当該事業は急傾斜地崩壊防止施設の管理道を避難場所への避難路として一体的に整備する計画であった。

(山中会長)

この事業が必要緊急性があったうえで、中止するというのであれば、代替対策はどう考えているのか。

(砂防防災課)

まず、第一に土砂法の指定やハザードマップ作成等のソフト対策がある。また、保全対象となっている公共施設管理者に何らかの対策を検討して頂く。

(滑川委員)

中止するのであれば避難路・がけ崩れの両方の代替案が必要ではないか？

(砂防防災課)

がけ崩れに関してはソフト対策や個人・公共施設管理者での対応となる。避難路に関しては、東側・南側にも別の避難路がある。

当該事業で整備する計画の避難路があれば避難時間の短縮に繋がるはずであったが、既存の避難路を使用してもらうことになる。

(近藤委員)

がけ崩れで避難路は崩れないか？避難路が当該事業箇所に必要なであったから、計画に入っていたのではないのか？

(森次長)

急傾斜事業の目的はあくまで崖崩れ防止である。東日本大震災以降、津波浸水区域における急傾斜事業では、付加的に避難路も一体的に整備している。

(山中会長)

土地の登記が問題となっているが、仮に法人に事業費を補助するようなメニューが県にあれば、県管理施設ではなく、法人の管理施設として(新たな)登記も必要なくなる。県はそれで構わないのではないか？

(砂防防災課)

県としては、個人で急傾斜地の整備を行っても問題無いが、(現時点で)法人を補助するメニューはない。

(佐田久委員)

今までに当該事業箇所では崩壊履歴はないか？

(砂防防災課)

ない。

(滑川委員)

今回の場合、用地交渉の難航により中止するというのではなく、ソフトなど別の対策を取れば早く安全が高まるということだと思う。

(山中会長)

当該箇所については規模的にもソフト対策でも対応できる箇所だと考え、「中止」とする。ただし、今後の対策について中止した理由も含めて地元と十分協議を行うことを付帯意見としてつける。

#### 【再評価番号16 急傾斜地崩壊対策事業 勢力】

(滑川委員)

事業反対を受けていたが、それが解消したということか？

(砂防防災課)

そのとおりである。

以 上